4　C集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）に対してB集団の国に分類された国のうち二千十六年以降に目標制度に参加した国が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、C集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の五パーセント分増額される。

5　B集団の国に分類された国のうち二千十六年以降に目標制度に参加した国に対してA集団及びB集団の国に分類された国が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、一パーセント分増額される。その増額分は、B集団及びC集団の国に分類された国の業務の質を改善するために設立され、郵便業務理事会が定める手続に従って管理される共通基金に拠出される。

6　B集団の国に分類された国のうち二千十六年以降に目標制度に参加した国に対してA集団及びB集団の国に分類された国が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、〇・五パーセント分増額される。その増額分は、特にC集団の国のうち国際連合によって後発開発途上国に分類された国の業務の質を改善するため、5に規定する共通基金の一部として設立され、郵便業務理事会が定める手続に従って管理される特別口座に拠出される。

7　1から4までの規定に基づいて拠出され、二千十八年に始まる四年の基金の基準年を通じて累積された資金であって未使用のものは、5に規定する共通基金に移管される。ただし、郵便業務理事会が定める手続に従うものとする。この7の規定の適用上、当該四年の間に拠出された金額の最後の支払分を基金が受領してから二年の間に、基金が承認した業務の質を改善するための計画に使用されなかった資金のみが、当該共通基金に移管される。

8　C集団の国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額二万SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、A集団及びB集団の国に対し、交換する分量に応じて請求される。

9　郵便業務理事会は、基金の計画の資金調達のための手続を採択し、又は改定する。

第十九条

条約第三十三条を次のように改める。

第三十三条　小包の補償金の料率の決定についての規定

1　総則

1.1　二千二十六年において二の指定された事業体の間で交換される小包については、この条約の施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1.1　二千二十六年については、全世界的な最低の基本料金率は、重量五キログラムの小包一個当たり四・二五SDRに相当するものとする。当該全世界的な最低の基本料金率は、小包一個当たり二・八五SDRに重量一キログラム当たり〇・二八SDRを加える計算式の適用により得られる。指定された事業体は、少なくとも当該全世界的な最低の基本料金率を徴収する。

1.1.2　指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、提供されたサービスの特性に基づいて、小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を四十パーセントまで引き上げることができる。

1.1.3　1.1に規定する陸路割当料金並びに1.1及び1.2に規定する基本料金率については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.1.4　到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

1.2　二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、指定された事業体は、小包の料率の上限を決定するため、同様の業務に適用される内国料金を国際事務局に通報する。

1.2.1　小包郵便物に適用する国別の料率の上限は、七点（同様の内国業務において、重量二百五十グラム、五百グラム、一キログラム、二キログラム、五キログラム、十キログラム及び二十キログラムの追跡を伴う小包郵便物にそれぞれ適用される優先小包一個当たりの料金（税金を控除したもの）の百パーセントに相当する点）の線形回帰によって決定される。

1.2.2　指定された事業体が内国制度において小包に相当するものとして取り扱う郵便物の一個当たりの内国料金は、小包の補償金の料率が適用される年の前年の五月一日に有効なものであって、小包郵便物について定められた大きさ及び形状の最大寸法に応じたものとする。

1.2.3　同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての小包が実際に移動した加重平均距離（直近の暦年のもの）に基づいて計算することができる。

1.2.4　内国制度における優先小包一個当たりの料金がその重量ではなく、その大きさ又は寸法のみに基づいて決定される場合には、この条約の施行規則に定める条件に従って、当該料金は、1.2.1に定める値を決定するために用いられる。

1.2.5　C集団の国の指定された事業体は、4に定める適用可能な規定に基づき、内国料金を通報しないことを選択することができる。

1.2.6　料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、1.2に定める同様の内国業務において適用される優先小包一個当たりの料金を通報しない指定された事業体については、当該指定された事業体が前年に用いた当該料金を適用する。当該指定された事業体がそれまでのいずれの年にも、関連する優先小包一個当たりの料金を国際事務局に通報しなかった場合には、5に定める最低の料率を適用する。

1.2.6.1　料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、優先小包一個当たりの料金が前年に通報された当該料金と比較して減額されている場合には、国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業体から通報を受けるものとする。

1.3　さらに、指定された事業体は、翌暦年に小包に適用する一個当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率であって現地通貨又はSDRで表示されるものを、補償金の料率が適用される暦年の前年の五月一日を期限として国際事務局に通報することができる。同事務局は、毎年、現地通貨で通報された自己申告料率をSDRに換算する。同事務局は、SDRによる料率を計算するため、自己申告料率が適用される年の前年の二月末日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。算出された料率は、遅くとも自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに同事務局の回章によって通報される。